

事務連絡  
令和8年3月25日

各都道府県消防防災主管部局 } 御中  
各市町村消防防災主管部局 }

消防庁総務課

### 消防庁における一斉通知・調査システムの全庁的な活用開始について

既に周知しておりますとおり、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日付閣議決定）において、消防庁が行う調査及び通知については、原則として、一斉通知・調査システム（以下「本システム」という。）を活用することとされたことを受け、今年度内に活用を開始できるよう、各団体に御協力をいただきつつ、準備を進めてまいりました。

今般、「担当」ごとのテスト配信が終了しましたので、下記のとおり、全庁的な活用を開始します。御確認の上、今後の業務において、御留意いただきますよう、お願いします。

### 記

#### 1 全庁的な活用開始日等

令和8年3月27日（金）

上記以降、秘匿性が高く地方公共団体の特定の担当者に限り連絡すべき案件などの例外的な場合を除き、消防庁が行う調査及び通知については、本システムを活用することとなります。

#### 2 運用上ご留意いただきたい事項

##### （1）「担当」について

既に周知しているとおり、別表1のとおり設定しております。また、「担当」ごとの消防庁連絡先は別表2のとおりです。

##### （2）連絡先の更新等について

###### ①各団体の連絡先の更新

本システムに既に登録した連絡先（メールアドレス、電話番号、担当課室名、担当者名）の修正・追加が必要となる場合は、後掲（４）のマニュアルの「担当者情報設定」を参照して御対応ください。

### ②各団体における未登録の「担当」への新規登録

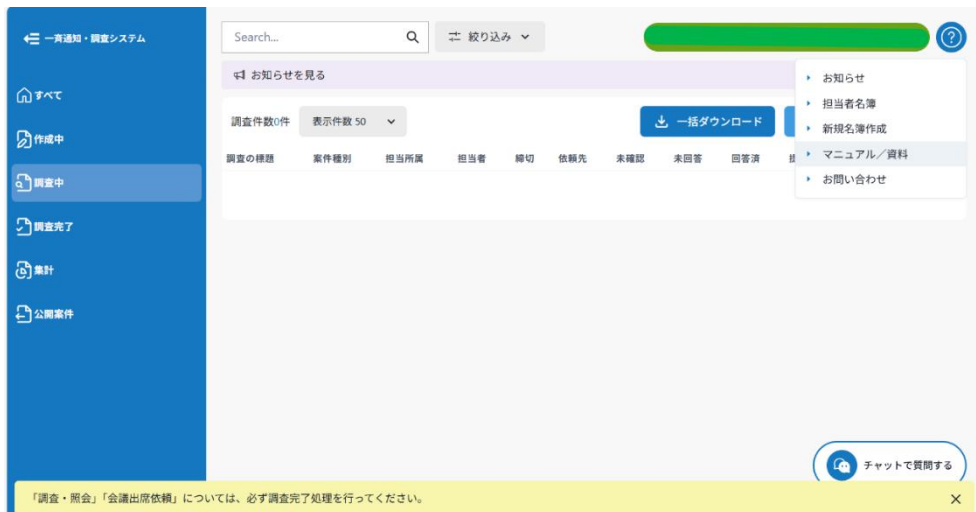
未だ登録していない「担当」について新たに登録しようとする場合、消防庁において作業する必要がありますので、別添様式１に必要事項を記載し、別表２の消防庁連絡先宛にご提出ください。

### ③各団体における「担当」IDの削除

既に登録している「担当」IDを削除する必要がある場合には、「団体名」、「削除する担当名」をメール本文に記載の上、別表２の消防庁連絡先宛にご提出ください。ただし、「担当」IDを削除すると、調査及び通知を受信不可能となるため、慎重にご検討ください。

## （３）本システムのマニュアルの確認

下記画面から、本システムのマニュアルをご確認いただくよう、改めてお願いいたします。



都道府県 → 都道府県様向けマニュアル  
政令指定都市 → 政令市様向けマニュアル  
市区町村（消防本部や一部事務組合等含む）・消防学校（※）  
→ 市区町村等様向けマニュアル

（※）都道府県や政令指定都市が設置する消防学校であっても、本システムにおいては市区町村様向けマニュアルを参考にしてください。

(4) システム障害時等の対応について

本システムが、システム障害等のために活用できない場合で、消防庁が行う調査及び通知について急を要するときには、例外的に、従来どおり都道府県を経由してメールにより御連絡することも想定されます。

都道府県におかれては、このような場合に備え、管内の市町村（消防本部・消防学校を含む）の連絡先を、本システムから出力し、このような場合の連絡先として活用できるようにしていただきますよう、お願いします。

3 問い合わせ先

- ・ 消防庁における本システムの運用に関すること

【消防庁総務課 [fdma-kikaku@soumu.go.jp](mailto:fdma-kikaku@soumu.go.jp)】

- ・ 本システムの操作に関すること

【一斉通知・調査システムヘルプデスク [support@iaais.soumu.go.jp](mailto:support@iaais.soumu.go.jp)】

4 添付資料

02\_【別表1】「担当」一覧

03\_【別表2】「担当」ごとの消防庁連絡先一覧

04\_【様式1】連絡先新規登録様式